

勝占東部コミュニティ協議会会則

(名称及び事務所)

第1条 この会は、勝占東部コミュニティ協議会（以下「会」という）と称し、論田町、大原町を対象地区とする。

(目的)

第2条 この会は、地区住民相互の連帯と責任のもとに、快適で、文化的な生活を営なめる町づくりをめざすことを目的とする。

(活動)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) ふれあい、やすらぎ、潤いのある住みよい町づくり
- (2) みんなで手を取り合って差別のない福祉の町づくり
- (3) ボランティア活動の輪を広げ、ぬくもりのある明るい町づくり
- (4) 安全で災害に強い町づくり
- (5) コミュニティ活動の啓発と人材育成に関する事
- (6) 勝占地区の各種団体との連携の強化に関する事
- (7) その他協議会の目的達成のために必要な事項

(組織)

第4条 この会は、総会、運営委員会、専門部会をもって組織する。

(総会)

第5条 総会は、勝占東部の住民で町の協議会、自治会、町内会、衛生組合、公民館、各種団体の代表、および若干名の町内有志（以下「構成員」という）をもって構成する。

- 2 総会は毎年1回これを開き、会長が議長を務め、次の事項を審議する。
 - (1) 事業計画および事業報告に関する事。
 - (2) 予算の決定および決算の承認に関する事。
 - (3) 役員承認に関する事。
 - (4) 会則の改正に関する事。
 - (5) その他、この会の運営に関する事。

(運営委員会)

第6条 運営委員会は、構成員の中から若干名を持って構成する。

- 2 運営委員会は、必要に応じてこれを開き、会長が議長を務め、次の事項を審議する。
 - (1) 総会に付議する事項
 - (2) 事業の運営に関する事項
 - (3) その他、会長が必要と認める事項

(専門部会)

第7条 専門部会は、運営委員で構成し、必要ある時は有識者を加えて、文化活動専門部会、広報活動専門部会、防災活動専門部会を設ける。

- 2 運営委員はいずれかの専門部会に所属するものとし、複数の部会に所属することができる。
- 3 専門部会は、必要に応じてこれを開き、次の事項を審議し、運営委員会に報告する。

(1) この会の運営および活動に関すること。

(役員)

第8条 この会に、会長1名、副会長3名、運営委員若干名、事務局長1名、監事2名を置く。

- 2 各専門部会に、部会長1名を置く。

(顧問)

第8条の2 この会に顧問を置くことができる。

顧問は会長が委嘱し、会議に出席して、会長の諮問に答える。

(役員を選出)

第9条 この会の役員は次のとおり選出する。

- (1) 会長、副会長は運営委員から、運営委員会で選出し総会で承認する。
- (2) 運営委員は6条の規定に基づき、運営委員会で選出し総会で承認する。
- (3) 事務局長は会長が委任し、総会で承認する。
- (4) 監事は運営委員会で選出し総会で承認する。
- (5) 部会長は、各専門部会員の中から互選する。

(役員の仕事)

第10条 この会の役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を総括しこの会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 運営委員は、この会の活動および施設の運営について審議をし、事業を推進する。
- (4) 事務局長は、事務局の業務を総括し、会議に出席する。
- (5) 監事は、毎年1回会計事務を監査し、総会で報告する。
- (6) 部会長は、各専門部会を総括し、各専門部会議の議長を務める。

(役員の仕事)

第11条 この会の役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。

但し、補欠選出の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第12条 この会の会議は、総会、運営委員会、専門部会とする。

議事は出席者の過半数により決定し、可否同数の場合は議長が議決する。

(各種委員会)

第13条 第12条の規定にかかわらず、会長が必要と認めるときは、各種委員会を開くことができる。

2 各種委員会は、その目的に応じて、運営委員、有識者等から若干名を持って構成する。

(事務局)

第14条 この会の事務局を勝占東部コミュニティセンター内に置く。

2 事務局に事務局長を置く。

3 必要ある時は事務局に管理人を置くことができる。

4 事務局長は、会長が委任する。

5 管理人は、事務局長が委任する。

6 事務局員および管理人の就業規則等については別に定める。

(助成金)

第15条 この会は、地区の活動団体に対して、総会の決議を経て、助成金を交付することができる。

2 助成金を交付する団体に対して、交付申請書その他必要書類の提出を求めなければならない。

(会計年度)

第16条 この会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

<付則>

平成3年7月20日よりこれを施行する。

平成19年4月29日、第8条の(2)事務局長(会計、施設管理)1名に改正

平成24年4月29日、改正

平成29年4月29日、改正